

件名

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第四号農林水産省）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(金融機関向けエクスポージャー)</p> <p>第四十条 「略」</p> <p>〔2〕6 略〕</p> <p>7 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をAと判定するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次のイからヨまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからヨまでに定める要件を満たしていること。</p> <p>「イ」ハ 略」</p> <p>ニ 株式会社商工組合中央金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年財務省告示第三号）<u>第二条第一項</u>（同告示第五項）において準用する場合を含む。）に定める最低基準及び同告示第二項（同告示第五条第一項）において準用する場合を含む。）に定める当</p>	<p>(金融機関向けエクスポージャー)</p> <p>第四十条 「同上」</p> <p>〔2〕6 同上〕</p> <p>7 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イ」ハ 同上」</p> <p>ニ 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年財務省告示第三号）<u>第二条</u>（同告示第五条第一項）において準用する場合を含む。）に定める最低基準</p>

該最低基準以外の基準

〔ホ・ヨ 略〕

三 〔略〕

8 第五項の規定にかかわらず、自己資本比率規制金融機関（前項第二号イからへまでのいずれかに該当するものに限る。）が、前項の規定によりそのグレード区分がAと判定される場合において、次の各号に掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、当該自己資本比率規制金融機関に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトを三十パーセントとすることができる。

〔一・三 略〕

四 株式会社商工組合中央金庫 株式会社商工組合中央金庫
法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二号第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二号第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

〔五・六 略〕

9 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関（第七項の規

〔ホ・ヨ 同上〕

三 〔同上〕

8 〔同上〕

〔一・三 同上〕

四 株式会社商工組合中央金庫 株式会社商工組合中央金庫
法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二号第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二号第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

〔五・六 同上〕

9 〔同上〕

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>定によりそのグレード区分がAと判定されたもの及び同項第二号トからヨまでに掲げるものを除く。)のグレード区分をBと判定するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次のイからへまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからへまでに定める要件を満たしていること。</p> <p>「イハ 略」</p> <p>ニ 株式会社商工組合中央金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二 二 条第一項(同告示第五条第一項において準用する場合を含む。)に定める最低基準</p> <p>「ホ・ヘ 略」</p> <p>三 「略」</p> <p>「10」 「12」 略</p>
	<p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イハ 同上」</p> <p>ニ 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二 二 条(同告示第五条第一項において準用する場合を含む。)に定める最低基準</p> <p>「ホ・ヘ 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「10」 「12」 同上</p>